



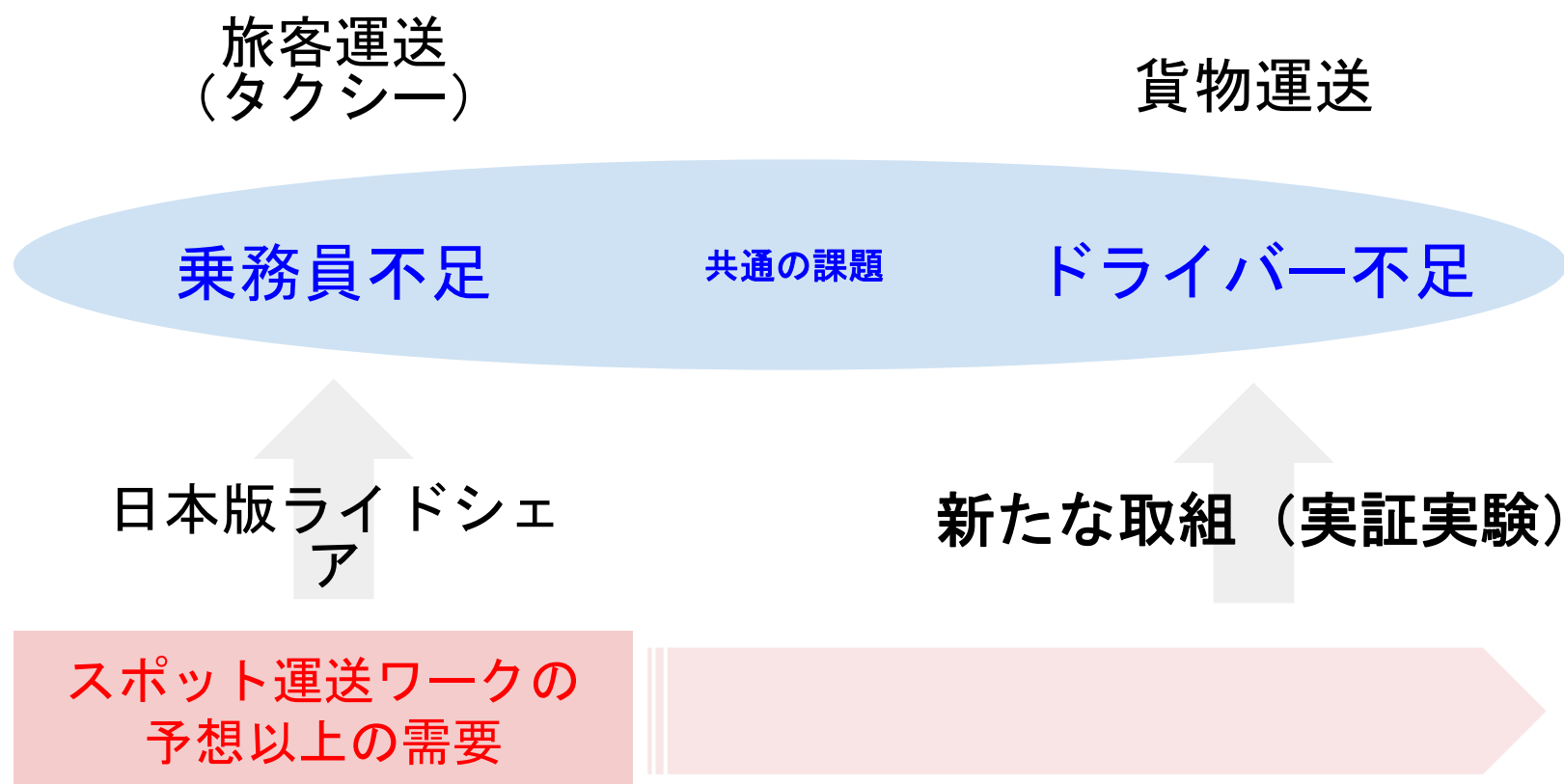
第4回ドライバーシェア推進協議会

GO株式会社
ご説明資料

2025/6/26

これまでの実証実験の結果／状況 得られた知見

- ライドシェアの取組で確認されたスポット運送ワークの需要を貨物運送に展開
- ラストマイル有償運送制度を活用して、自家用車ドライバーが荷物を運送



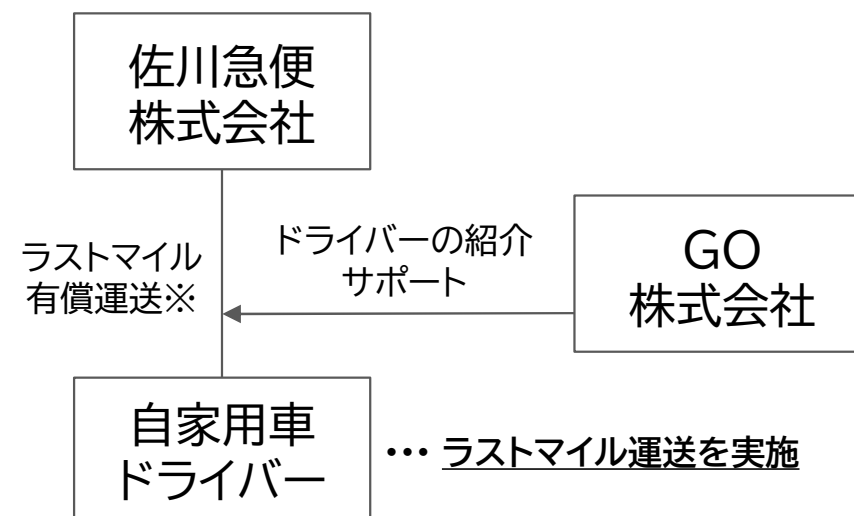
《実施概要》

- 連携先企業:佐川急便株式会社
- 実施期間 :2024年12月14日~2024年12月27日
- 実施地域 :埼玉県さいたま市
- 車両数 :数台程度

《スキーム》

《ポイント》

- ラストマイル有償運送制度※の活用
- 住宅街におけるラストワンマイル輸送での実施
- 佐川急便の配送ドライバー様と連携した配送
 - :配送ペースに応じた荷物の受け渡し
 - :配送方法等についてのサポート



※実証実験の実施時は「繁忙期有償運送制度」

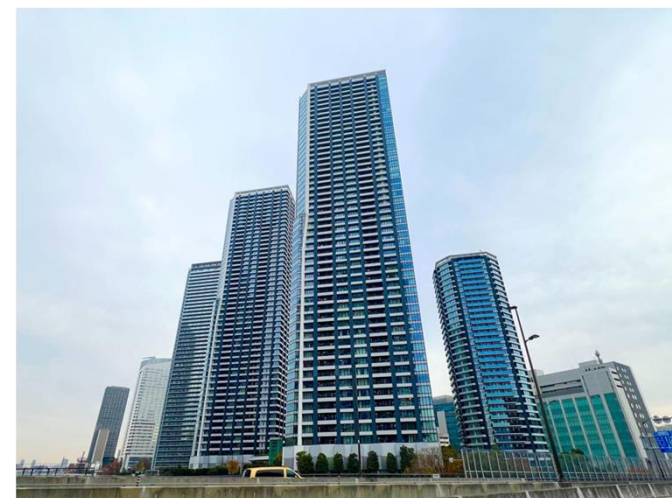
ヤマト運輸様との実証実験

《実施概要》

- 連携先企業: ヤマト運輸株式会社
- 実施期間 : 2025年(調整中)
- 実施地域 : 新宿エリア

《ポイント》

- タワーマンションが多く、配達効率に課題のある地域を対象を絞った実証実験
- タワーマンション内の配送を実施する方向で調整中



実証実験から得られた知見

① ドライバー不足解消に対して有効

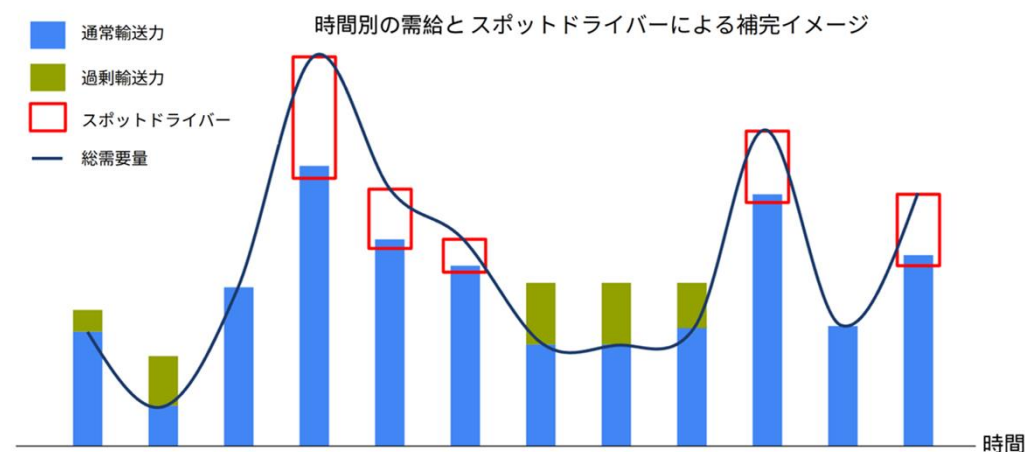
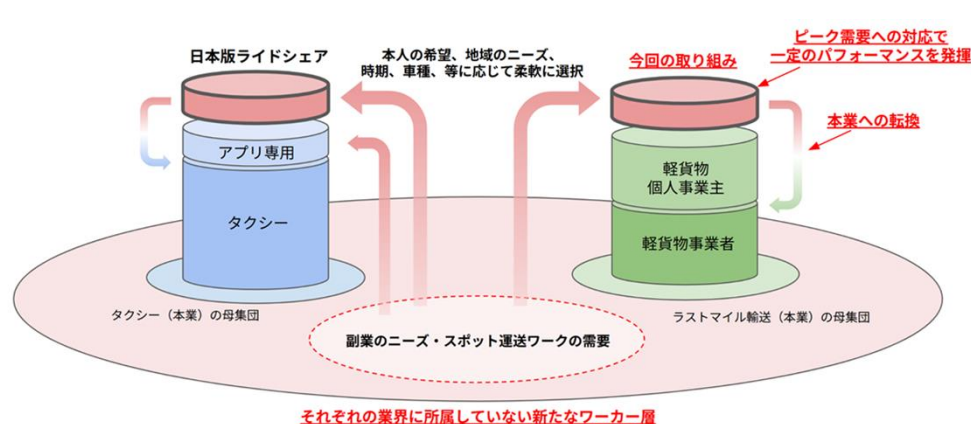
● 副業人材の活用

○ これまで貨物／旅客の運送業界にいなかった方々の参画

● ドライバー不足をピンポイントで補填できる

○ 需要が高まる時期や時間を指定し、適切なドライバーをマッチング

○ 「ラストマイル有償運送」の趣旨に則りつつ、
ピンポイントでドライバー不足に対応



実証実験から得られた知見

② 運送事業者からも高評価

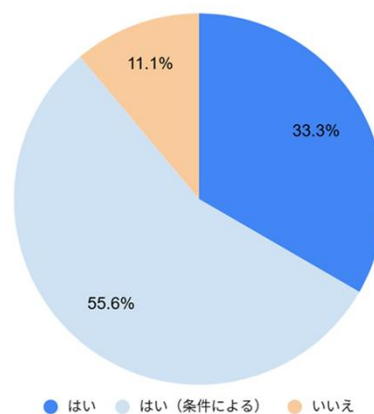
- ドライバー不足となる繁忙期に、ピンポイントで活躍してくれる。
非常に有難い存在。
- 稼働したドライバーも本業のドライバーに遜色ない働き。
- 配送ルールへの理解・順応が早い。
真摯かつ主体的に配送に取り組んでくれている。
- 安全に対する意識も高い。

実証実験から得られた知見

③ スポット運送ワークはワーカーにとっても魅力的

- 多くの方から稼働の希望をいただいている。
- 実際に稼働された方からも以下のようなコメントを受領
 - 運転が好きなので楽しい
 - 働きたい時に働けて有難い。
 - 次こういった案件があれば、また働きたい。

再度配送案件が発生したら応募頂けますか？



《GO株式会社が稼働ドライバーの方々に行ったアンケート結果より作成》

前回ご提示させていただいた
制度上の課題

1)登録車両の変更

《制度改善のニーズ》

- 一部の取り組みでは、現状の制限である営業所の台数まで車両を登録しきる見込み。
- 12月中は支障はないが、来年序盤で台数いっぱいまで登録する予定であり、来年中は登録車両の入れ替えのニーズが発生する見込み。

《制度改善のご提案》

- 1台1台、抹消・登録を行う形も考えられるが事務手数の増加が懸念。
- 日本版ライドシェアと同様、ドライバー・車両の登録は無制限とし、全体の稼働回数を「許可運送台数×許可稼働日数(90日)」で管理する形はいかがか。

〈現状〉				〈ご提案〉			
登録	1日あたり 運行台数	1台あたり 年間運行回数	年間 総運行回数	登録	1日あたり 運行台数	1台あたり 年間運行回数	年間 総運行回数
営業所 台数 ※入れ替え不可	営業所 台数	90日	営業所台数 ×90日	無制限	営業所 台数	90日	営業所台数 ×90日 ※実質的な稼働回数は不変

現在実施中の取組と より明確になった課題

(事例) 旅客運送におけるライドシェアの取組

● 旅客運送におけるライドシェアの運用

《稼働台数》

- 営業所の車両数を上限に、申請し認められた車両数

《登録台数》

- 制限なし

《稼働日数》

- 許可された日時・時間のみ
※タクシーが不足している時間

(ラストマイル有償運送)

《稼働台数》

- 営業所の車両数

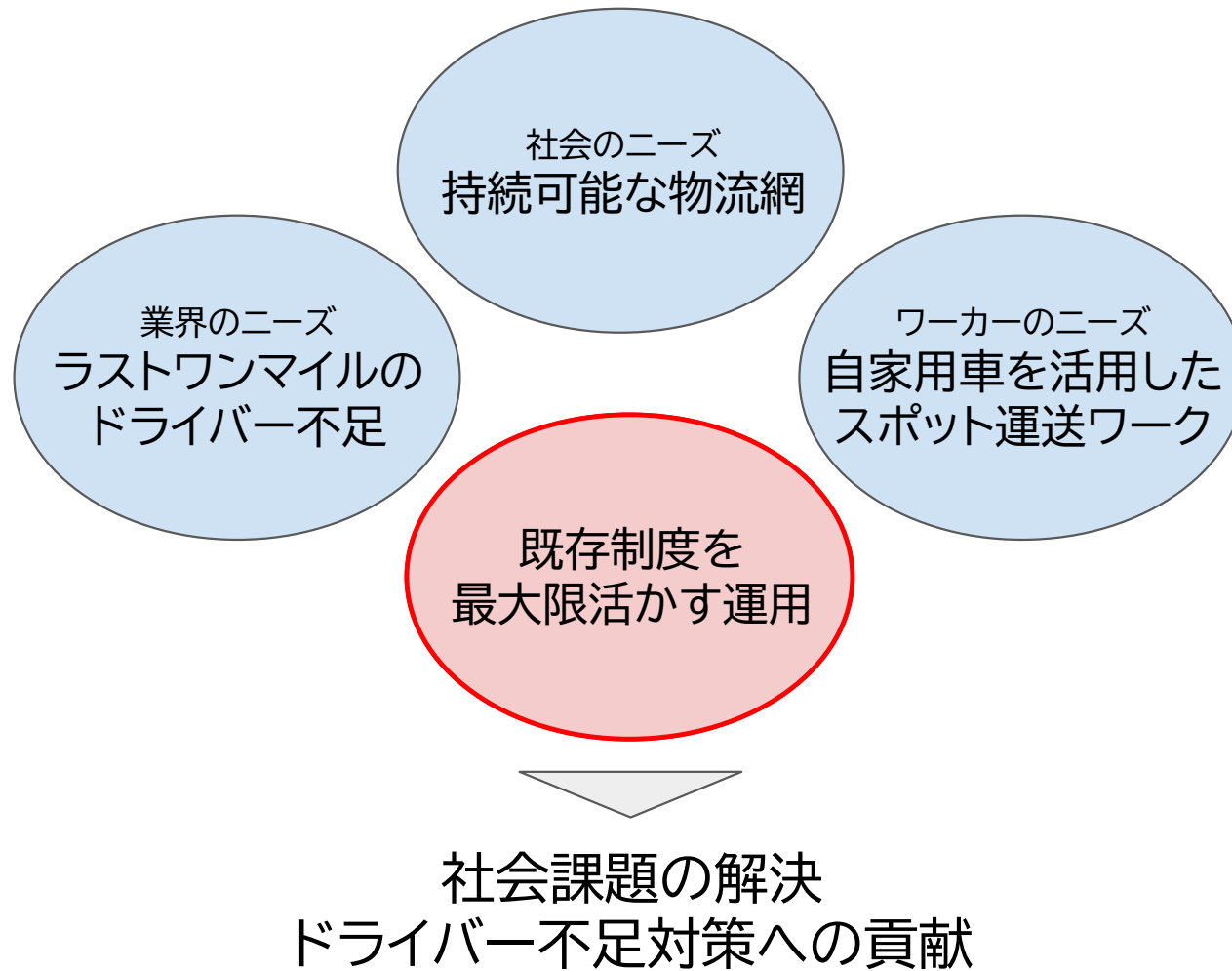
《登録台数》

- 営業所の車両数

《稼働日数》

- 年間90日

法令・制度上の課題、論点の整理



(ご提案) ラストマイル有償運送制度の運用について

ラストマイル有償運送制度について、以下の運用改善を要望します

- ①車両は、営業所の事業用車両数以上の車両数を登録可能とする
 - ※制度の趣旨を守る観点から、「1日あたりの稼働台数」は営業所の事業用車両数まで
 - ※登録車両数は「事業用車両数の10倍まで」等の上限を設けてはいかがか
 - また、上限を設ける場合、稼働できなくなった車両は登録削除できる形にしてはいかがか
- ②各車両毎に「年間90日」、営業所全体として「上限の台数※1 × 90日」以上の稼働を行わないものとする。(実績報告書にて確認)

※1 運送需要者である貨物自動車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車と同数